

意欲ある事業者経営・技術支援補助金（新事業展開、生産性向上枠）交付基準

1. 目的

この基準は、意欲ある事業者経営・技術支援補助金（新事業展開、生産性向上枠）交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、補助金事務を運用するにあたり、審査の際に必要な基準等を定めることを目的とする。

2. 補助対象者の範囲

(1) 八尾市内に事業所を有する事業者の基準とは、次のとおりとする。

ア. 八尾市内に本社・本店を有する事業者。

イ. 八尾市内に本社・本店以外の事業所を有し、当該所在地にある事業所の代表者（支社長、営業所長または工場長など）が、申請者として当該要綱に基づく交付申請を行うことが出来る事業者。

ウ. 上記ア及びイのいずれにおいても、申請事業者が当該所在地で事業活動の実績がある場合を前提とし、単なる資材置場等、事業者が事業活動を行っていない場合は対象外とする。

エ. 交付申請時点において、市税の滞納・未申告がない事業者。

(2) 市内に事業所を有する中小企業交流団体とは、2者以上の中小企業者から構成され、その構成員の過半数が八尾市内に事業所を有する中小企業者が加盟する団体をいう。この場合、原則として団体の運営規約等を定めており、申請時に市へ提示出来る団体を対象とする。また、団体の代表者が属する事業所の市税の滞納・未申告がないこと。

(3) 上記（1）及び（2）のいずれにおいても、事業を行っている期間及び団体の活動期間は、要綱第6条の3第1項に規定する事業計画の申請時より遡って6ヵ月以上の活動実績を有するものをいう。

3. 対象経費の範囲

補助対象経費の範囲は、次のとおりとする。なお、いずれの場合においても、補助対象となる経費は、専ら補助対象事業のために使用されるものに限る。また、八尾市内での事業活動に係る経費に限るものとし、八尾市外の事業所等に導入されるサービス・機器等は対象外とする。ただし、金型については八尾市外に設置する場合であっても、その製造工程全体から判断し、八尾市内での事業活動と認められる場合は対象経費とすることがある。

(1) 機械装置・システム構築費

ア. 機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費。ただし、購入する場合は単価 50 万円(税抜)以上のものを必ず 1 点以上購入すること。

イ. ソフトウェア・情報システムの購入・構築、利用に要する経費。

クラウドサービスや WEB プラットフォームの利用料は補助事業実施期間分のみ対象経費とする。契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分により当該補助事業実施期間を算出する。

ウ. 上記ア. 及びイ. と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費。

(2) 外注費

新製品・新サービスの開発に必要な加工、設計、デザイン、検査等を外注（請負、委託等）する場合の経費。ただし、新製品・新サービスに関するホームページ等の構築・改修等に要する費用は 20 万円（税抜）を上限とする。なお、ホームページ等に関しては、実績報告時以降に一般に閲覧可能となっていない場合は、対象外経費とする。

(3) 原材料費

取得価格が単価1万円(税抜き)以上の試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。

4. 対象外経費の例示

対象外経費とする主な例は以下の通りとする。

- ・工場建屋、構築物、簡易建物(ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス等)の取得費用、及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- ・設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用(本事業で新たに購入する機器の設置と一体で捉えられる軽微な据付けを除く)
- ・不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用等関連する費用
- ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の汎用性があるものの購入費
- ・SEO対策費用
- ・収入印紙
- ・消費税・地方消費税
- ・消耗品(取得価格が単価1万円(税抜き)以上の試作材料費を除く。)
- ・その他本補助金交付の目的に反する、また、補助対象経費としてふさわしくないと判断される経費

5. 経費の支払方法について

- ・支払いの事実に関する客観性の担保のため、1取引10万円(税抜)以上の対象経費については、銀行振入のみとすること。また、支払い元口座は、必ず補助金交付申請者の口座とし、支払い先口座の確認が出来ることを必須とする。なお、補助金交付申請者名義ではない口座より支払っている場合、補助対象外経費とする。
- ・10万円未満の支払いについてはクレジットカード払いも可とする。ただし、クレジットカード決済については、クレジットカード会社の明細書等により、補助金交付申請者の名義であることが確認でき、補助事業期間内に金融機関等から引き落としが完了しているものに限る。代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行った場合は、「立替払い」として、帳簿等で確認が出来る場合には補助対象とする。
- ・自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可とする。
- ・補助金交付申請者から相手方へ資金の移動が確認出来ない為、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済は不可とする。
- ・クーポン・ポイント・金券・商品券等を利用した決済は全額を補助対象外経費とする。

附 則

この実施基準は、令和8年3月1日から施行する。